

2026年7月1日

各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰

吸収分割に関わる事後開示事項

当社（以下「分割会社」といいます。）は、当社と株式会社プライムポリマー（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した2026年4月1日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、分割会社が行う国内ポリオレフィン事業のうち製造機能を除く、販売、開発その他一切の国内におけるポリプロピレン事業及び直鎖状低密度ポリエチレン事業（海外事業及び低密度ポリエチレン（LDPE）事業を除く）（以下「本件対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」）を行いました。

本件分割に際して、分割会社が会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号、同第201条第1号）
本件分割は2026年7月1日に効力を生じました。
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1） 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
本件分割は、会社法第784条第2項の規定に該当するため、該当事項はありません。
 - （2） 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
本件分割は、会社法第784条第2項の規定に該当するため、該当事項はありません。
 - （3） 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
分割会社は、新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。
 - （4） 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年5月11日付けの官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号、同第201条第3号）
 - （1） 会社法第796条の2の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）
会社法第796条第2項の規定に従って、承継会社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の買取請求)

会社法第 797 条第 3 項の規定に従って、承継会社に対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 5 月 11 日付けの官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条第 4 号)

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、分割会社から、本件対象事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本件分割による変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条第 5 号)

本件分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2026 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上